

<報道発表資料>

カテゴリー：お知らせ

令和8年6月4日

関東甲信越10都県が軽油の抜取調査を実施 -不正軽油撲滅への取組-

関東甲信越ブロック10都県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県）が、軽油引取税の適正な課税を目的に、主要幹線道路等において軽油の抜取調査を実施しました。

この調査は車両から燃料を抜き取り、不正軽油^注を使用していないか確認するために行うものです。

10都県で一斉に取り組むことで、不正軽油の流通状況を捕捉するとともに、自治体間の緊密な連携により、不正軽油の流通阻止を図ります。

○ 本県実施結果概要

1 実施日

令和8年6月4日（木曜日）

2 実施方法

道路を走行しているディーゼル車両にお願いし、燃料の抜き取り及び運転者から購入先等の聞き取りを行いました。

3 調査結果

燃料の抜取本数 計61本



注) 不正軽油とは、主に灯油や重油を不正に混ぜて製造された軽油のことです。不正軽油の製造・運搬・販売・使用は、軽油引取税の脱税だけでなく、公正な市場競争を阻害し、環境や県民の健康にも重大な影響を与える犯罪行為です。